

中間前払金制度

●中間前払金制度とは

公共工事の発注者が、請負者に対し、当初の前払金(請負金額の4割)に加え、工期半ばで請負金額の**2割**を追加して支払う(=「中間前払金」)ものです。

必ず、保証会社による保証が付されますので、発注者には貸し倒れのリスクはありません。

中間前払金の請求にあたっては、次の条件にすべて該当することが必要です。

- ① 当初の**前払金が支出**されていること。
- ② 工期の**2分の1を経過**していること。
- ③ 工程表により**工期の2分の1を経過するまで**に実施すべき作業が行われていること。
- ④ 工事の**進捗出来高が請負金額の2分の1以上**に達していること。

●発注者のメリット

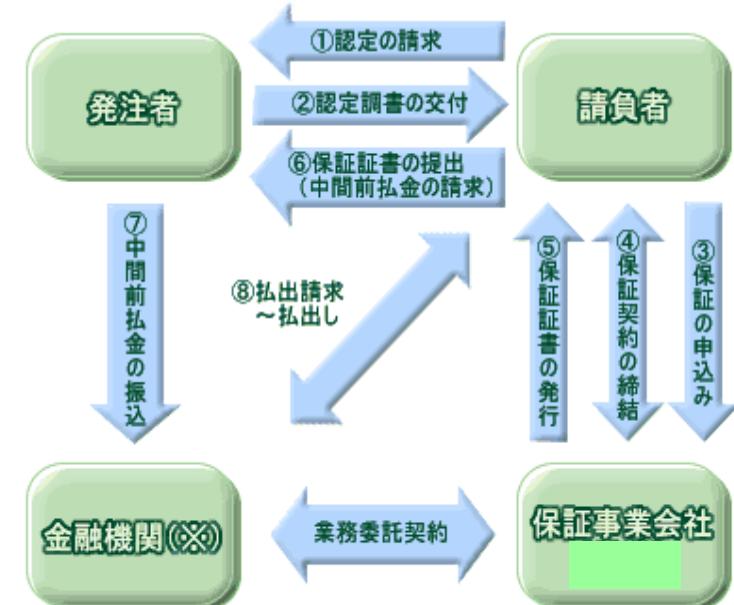
- ① 部分払の際の工事出来高検査の**事務手続きが軽減**される。
- ② 施工に必要な資金を、適切な時期に支出することにより、**的確な工事の完成が期待**できる。

●請負者のメリット

- ① 部分払であれば必要な**工事出来高検査(現場検査)が不要**となり、工事の一時中断がない。また、提出書類も簡便である。
- ② 中間前払金を利用することにより、**資金繰りが改善**される。
- ③ 保証料は、前払金の保証料に比べて、**極めて安く**設定されている。

【保証料率は一律 0.065%】

●中間前払金保証の流れ



(※)保証会社と業務委託契約を締結した金融機関の中から請負者が選択します。

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、次の書類を提出することになります。(流れ図の①です)

- ① 中間前払金認定請求書
- ② 工事履行報告書
- ③ 添付書類

【工事の進捗状況を示した工程表、工事写真(着手前、現況)など、必要に応じて、発注者が定めるもの。】